地上デジタル放送支援策等のご案内

アナログ放送は、平成23年7月24日までに終了し、デジタル放送へ完全移行します。そのため、デジタル化していないアナログテレビでは、7月25日以降、テレビ放送を見ることができなくなります。そこで、総務省では、次のとおり支援・助成を行います。

生活保護受給世帯や町民税非課税の障害者世帯の方へ

総務省では、NHK放送受信料が全額免除となっていて、地上デジタル放送がまだ視聴できていない世帯に対し、簡易なチューナーの無償給付などの支援を行います。

【対象】

「NHK放送受信料の全額免除を受けている世帯」が対象です（具体的には、生活保護世帯等、町民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者）。

※すでに、地上デジタル放送を視聴されている世帯は支援の対象外です。

【支援内容】

現在お持ちのアナログテレビに取り付ける「簡易なチューナー」を無償で給付します（テレビは給付しません）。アンテナ改修等が必要な場合にはその支援も行います。

【申し込み先】

申し込みの受付、電話相談等は、「総務省地デジチューナー支援実施センター」で行います。

【申し込み期間】

平成21年度は10月1日（木）～12月28日（月）（消印有効）です。

【その他】

・支援の申し込みには、NHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。

・支援は現物給付です。ご自身で購入したチューナー、アンテナ等の費用を精算することはできません。

・申込書は、「総務省地デジチューナー支援実施センター」または健康福祉課にあります。

【問い合わせ】

●支援制度全体について

総務省地デジチューナー支援実施センター

☎0570・033840または☎044・969・5425

FAX044・966・8719

［受付時間］平日午前9時～午後9時（土・日曜日・祝日午前9時～午後6時）

●NHKとの受信契約、受信料免除について

NHK視聴者コールセンター

☎0570・005888または☎044・871・8441

FAX044・888・4340

［受付時間］平日午前9時～午後9時（土・日曜日・祝日午前9時～午後6時）

～NHK放送受信料の免除基準内容について～

全額免除［地上デジタル放送を見るための簡易なチューナー給付などの支援の対象です］

①生活保護などの公的扶助を受けている場合

②「身体障害」「知的障害」「精神障害」の手帳所持者が世帯構成員であり、世帯全員が町民税非課税の場合

③社会福祉事業施設に入所されていて自らテレビを持ちこんでいる場合（NHKさいたま放送局に問い合わせのうえ、直接免除の申請の手続きをしてください）

半額免除［地上デジタル放送を見るための簡易なチューナー給付などの支援の対象ではありません］

①視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で契約者の場合

②「身体障害（1級・2級）」「知的障害（Ⓐ・A）」「精神障害（1級）」の手帳所持者が世帯主で契約者の場合

③戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が世帯主で契約者の場合

※免除基準に該当される方は印鑑と生活保護受給証または障害者手帳・戦傷病者手帳を持参の上、健康福祉課で証明を受けてから、NHKに申請してください。

【問い合わせ】

受信料に関すること

NHKさいたま放送局 ☎048・643・1030

免除事由の証明申請先 健康福祉課☎581・2121内線121・122

集合住宅の管理者の皆さんへ

集合住宅（アパート等）においても、現在の共聴施設を地上デジタル放送対応にしなければ、テレビ放送を見ることができなくなります。

この地上デジタル放送受信のための改修費用は、戸建住宅の改修費用に比べ、一件あたりが高額になることが想定されます。そこで、地上デジタル放送移行を推進するため、集合住宅における地上デジタル放送改修費用の一部を、総務省が助成します。

【対象施設】

集合住宅共聴施設（共同アンテナで受信した電波を複数の世帯に配分し、テレビを視聴している施設）をデジタル対応に改修する場合に、1世帯当たりの負担額が3万5千円を超える施設

【対象者】

集合住宅共聴施設の管理者

【助成金額】

地上デジタル放送への対応に不可欠な施設の改修に要する総経費に対し、最大で2分の1

【申請期限】

平成22年1月15日（金）（消印有効）

※予算の範囲内での助成のため、応募期限より前に終了する場合がありますので、ご注意ください。

【申請方法】

申請書（デジサポ埼玉のホームページ http://www.digisuppo.jp/index.php/branch/saitama/14/ からダウンロード可能）等を申請先まで郵送で提出してください。

※申請書等の詳細については、お問い合わせください。

【申請先】

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和4-5-5北浦和大栄ビル3階

総務省埼玉県テレビ受信者支援センター（デジサポ埼玉）

【問い合わせ】

総務省テレビ受信者支援センター助成金相談窓口☎0570・093・724

［受付時間］平日午前9時～午後6時（土・日曜日・祝日は除く）

新型インフルエンザが流行しています

新型インフルエンザが全国的に流行していますが、今後、秋から冬にかけて季節性インフルエンザを大きく上回る感染者が発生すると想定されています。

感染を防ぐため、また感染を広げないため、町民皆さん一人ひとりのご協力をお願いします。

新型インフルエンザを予防しましょう

新型インフルエンザは、冬場に多い季節性インフルエンザと同様の感染予防策が有効です。

◎こまめに、手洗い・うがいを行いましょう。

◎人混みや繁華街への不要不急な外出を控えましょう。

◎症状のある方は、飛沫（ひまつ）の拡散を防止するためにマスクをしましょう。

◎咳（せき）エチケットを守りましょう。

◎日ごろから、健康管理に気をつけましょう。

十分な休養やバランスのよい食事をとって、体力や抵抗力を高めて、感染しにくい状態を保ちましょう。

新型インフルエンザの相談窓口（平日）

埼玉県熊谷保健所（☎523・2811）

相談時間　午前8時30分～午後5時15分

保健福祉総合センター（ユウネス）（☎581・8500）

相談時間　午前8時30分～午後5時30分

一般の医療機関で受診できます

新型インフルエンザの感染が疑われる方も、かかりつけ医など、最寄りの医療機関で受診できます。

受診する前には、感染拡大の防止のため、事前に連絡し、受診時間・受診方法等について、指示を受けてください。マスクを着用してできるだけ公共交通機関の利用は避けましょう。

医療機関をお探しのときは（24時間対応）

かかりつけ医がいないなど身近な医療機関がわからない場合は下記にお問い合わせください。

埼玉県救急医療情報センター

24時間、県民の皆さんに身近な医療機関をご案内しています

☎048・824・4199

ホームページアドレス：http://www.qq.pref.saitama.lg.jp/

問い合わせ／寄居町新型インフルエンザ対策本部（財務課内☎581・2121内線324）へ。

住民税の公的年金からの特別徴収（天引き）制度が始まります

本誌6月号でお知らせしたとおり、10月から住民税の特別徴収が始まります。なお、この制度により特別徴収の対象となる方につきましては、6月に発送した納税通知書の公的年金特別徴収税額に税額が記載されています（□の部分です）。

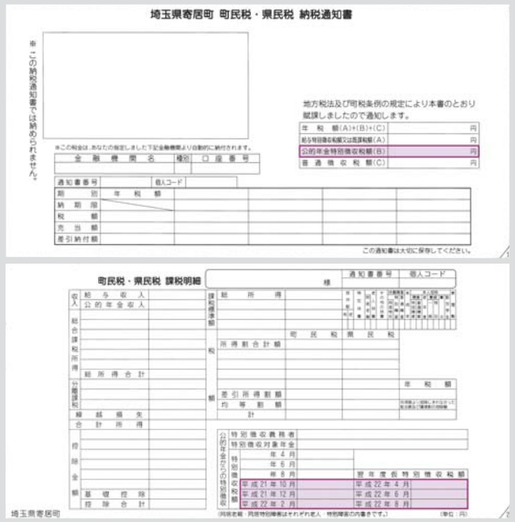
埼玉県寄居町 町民税・県民税 納税通知書

町民税・県民税 課税明細

特別徴収制度についてのポイント

①65歳以上の公的年金受給者で住民税の納税義務のある方が対象です

この制度の対象となるのは「4月1日現在65歳以上の公的年金の受給者で、前年中の年金所得にかかる住民税の納税義務のある方」です。

また、「介護保険料の特別徴収の対象とならない方」「当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超える方」などは特別徴収の対象となりません。

②新たな税負担が生じるものではありません

この制度は、納税義務者（年金受給者）が支払うべき住民税を社会保険庁などの「年金保険者」が市町村に直接納めるように納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

③10月支給分の年金から特別徴収が始まります

特別徴収の開始は、10月支給分の年金からとなります（年金は、年6回偶数月に支給されます）。

そのため、21年度の税額の半額分については、平成21年6月および8月に普通徴収（納付書、口座引き落とし等）により納めていただいています。

④特別徴収の対象となる所得は

公的年金の所得に対する住民税の所得割額及び均等割額です。公的年金の所得以外の住民税については、従来どおりの方法によりお支払いをお願いします。

⑤特別徴収の中止

税額変更、他市町村への転出等があった場合は特別徴収を中止し、普通徴収の方法で納めていただくこととなります。

問い合わせ／税務課（☎581・2121内線154～156）へ。